

第
378
号

(2-2)

READAS

リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 7月17日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

「都心共同住宅供給事業」のための譲渡

Q：当社は、事業用に使っていた建物とその敷地を譲渡する予定ですが、都市共同住宅供給事業のための譲渡であるから、買換資産については80%の圧縮記帳ができると不動産業者から、言われました。この場合の圧縮記帳について教えてください。

A：既成市街地等内にある事業用資産の買換え特例について平成7年度に改正がありました。新たに追加されたものは次のとおりです。

平成3年3月31日以前に取得した既成市街地等内の事業用資産を「都心共同住宅事業」の用に供するために譲渡し、代わりに既成市街地等以外にある土地、建物、機械を取得した場合には、その買換資産について80%の圧縮記帳が適用できます。

この場合の「都心共同住宅事業」とは、大都市法で規定されており、具体的には①工場跡地、老朽化した大規模住宅団地等を拠点として開発する事による住宅供給と周辺地域の道路や公園を整備するといった一体的な基盤整備②中小規模の低未利用地等をビル等にすることで共同化し高度利用・複合利用を図る住宅供給の事です。

この事業の対象となる土地が、この度、明らかになりました。東京都23区、大阪市、首都圏、近畿圏、中部圏の近郊整備地帯等で大都市法で定められている住宅の重点供給地域です。

これらの地域について、平成7年5月25日以降の譲渡分から80%の圧縮記帳が適用できます。

